

平成18年5月26日

各位

会社名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
代表者 取締役社長 大坪 愛雄  
コード番号 6674  
問合せ先 広報室長 宮部 恭嗣  
(TEL. 075 - 312 - 1214)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第2期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。)が平成18年5月1日に施行されたことならびに電子公告の採用に伴ない、次のとおり変更を行なうものです。

- (1) 整備法により定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第4条(機関)、第7条(株券の発行)のとおり、あらためて明記するものです。
- (2) 公告方法に電子公告を採用するため、現行定款第4条を変更し、変更案第5条(公告方法)のとおりとするものです。
- (3) 単元未満株主についての権利を定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものです。
- (4) 株主総会参考書類等の全部または一部について、インターネット開示制度を導入するため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。
- (5) 議決権の代理行使について、代理人の人数を明確にするため、現行定款第14条を変更し、変更案第18条(議決権の代理行使)のとおりとするものです。
- (6) 取締役会について、必要な場合に、招集手続を簡略化し、また、決議を機動的に行なうことができるようにするため、変更案第24条(取締役会の招集および議長)第4項および変更案第25条(取締役会の決議等)第2項を新設するものです。

- (7) 常勤の監査役について、変更案第 33 条（常勤の監査役）のとおりあらためて明記するものです。
- (8) 監査役会について、必要な場合に、招集手続を簡略化することができるようにするため、変更案第 34 条（監査役会の招集）第 2 項を新設するものです。
- (9) 社外監査役について、契約による責任免除制度を導入するため、変更案第 39 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものです。
- (10) 会計監査人について、変更案第 6 章を新設し、その任期について、変更案第 41 条（任期）のとおりあらためて明記するものです。

上記のほか、用語の会社法で使用される用語への変更、引用する条文の会社法の相当条文への変更、条数の繰り下げおよび一部表現の整備等の所要の変更を併せて行なうものです。

## 2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日（予定）

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 { (条文省略)</p> <p>第3条  (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 { (現行どおり)</p> <p>第3条 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、14億株とする。 <u>ただし、株式の消却を行なった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券は発行しない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、14億株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。  <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき、<u>名義書換代理人</u>を置く。  <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。  当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手續</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人に取り扱わせ</u>、当社においては、<u>これを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手續</u>その他株式に関する取り扱いおよび<u>その手数料は、この定款の定めによるほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  <u>前項その他この定款に別段の定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要あるときに、それぞれ取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、<u>法令またはこの定款の定めによるほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるときに、それぞれ取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人はその委任状を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。</p> <p>前項の議事録は 1 0 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に、それぞれ備え置く。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、当該事項は、株主に対して提供されたものとみなされる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、その代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>前項の議事録は、法令に別段の定めがある場合を除き、1 0 年間本店に、その写しを 5 年間支店に、それぞれ備え置く。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、その際在任する他の取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議により、取締役の中から、当会社を代表すべき取締役若干名を<u>定める。</u></p> <p>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を定めるほか、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>取締役の過半数</u>をもってこれを行なう。</p> <p>(新 設)</p>	<p>取締役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、その際在任する他の取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、取締役の中から、当会社を代表すべき取締役若干名を<u>選定する。</u></p> <p>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を定めるほか、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>— <u>取締役および監査役の前記全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。</p> <p>— <u>前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 22 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。</p> <p>(条文省略)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>商法第 2 6 6 条第 1 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第 2 6 6 条第 1 9 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>監査役の選任は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>監査役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>— <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 30 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(報 酬)</p> <p>第 32 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>— <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(<u>監査役会の決議</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>— <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>( 会 計 監 査 人 の 選 任 )</p> <p>第 40 条 当 会 社 の 会 計 監 査 人 は、株 主 総 会 に お い て 選 任 する。</p> <p>( 任 期 )</p> <p>第 41 条 会 計 監 査 人 の 任 期 は、選 任 後 1 年 以 内 に 終 了 する 事 業 年 度 の うち 最 終 の も の に 関 する 定 時 株 主 総 会 の 終 結 の 時 ま で と する。</p> <p>— 会 計 監 査 人 は、前 項 の 定 時 株 主 総 会 に お い て 別 段 の 決 議 が な さ れ な か っ た と き は、当 該 定 時 株 主 総 会 に お い て 再 任 さ れ た も の と み な す。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>( 営 業 年 度 )</p> <p>第 34 条 当 会 社 の 営 業 年 度 は 1 年 と し、毎 年 4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 3 1 日 ま で と する。</p> <p>( 利 益 配 当 金 の 支 払 い )</p> <p>第 35 条 当 会 社 の 利 益 配 当 金 は、毎 決 算 期 の 最 終 の 株 主 名 簿 お よ び 実 質 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 質 権 者 に こ れ を 支 払 う。</p> <p>( 中 間 配 当 金 )</p> <p>第 36 条 当 会 社 は、取 締 役 会 の 決 議 に よ り、毎 年 9 月 3 0 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 お よ び 実 質 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 質 権 者 に 金 銭 の 配 分 ( 中 間 配 当 ) を 行 な う こ と が 可 能 。</p> <p>( 利 益 配 当 金 等 の 除 斥 期 間 )</p> <p>第 37 条 利 益 配 当 金 ま た は 前 条 に よ る 中 間 配 当 金 が、支 払 開 始 日 か ら 3 年 を 経 過 し て な お 受 領 さ れ な い と き は、当 会 社 は、そ の 支 払 義 務 を 免 れ る も の と する。</p> <p>( 会 計 監 査 人 )</p> <p>第 38 条 当 会 社 の 会 計 監 査 人 は、株 主 総 会 に お い て 選 任 する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>( 事 業 年 度 )</p> <p>第 42 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は 1 年 と し、毎 年 4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 3 1 日 ま で と する。</p> <p>( 期 末 剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日 )</p> <p>第 43 条 当 会 社 の 期 末 剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日 は、毎 年 3 月 3 1 日 と する。</p> <p>( 中 間 配 当 )</p> <p>第 44 条 当 会 社 は、取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て、毎 年 9 月 3 0 日 を 基 準 日 と し て 会 社 法 第 4 5 4 条 第 5 項 に 定 め る 剰 余 金 の 配 当 ( 中 間 配 当 ) を 可 能 と する こ と が 可 能 。</p> <p>( 配 当 金 の 除 斥 期 間 )</p> <p>第 45 条 前 2 条 に よ る 剰 余 金 の 配 当 が、支 払 開 始 日 か ら 3 年 を 経 過 し て な お 受 領 さ れ な い と き は、当 会 社 は、そ の 支 払 義 務 を 免 れ る。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上